

(目的)

第1条 この条例は、士別市安全で安心なまちづくり条例（平成18年士別市条例第42号）の目的を推進し、実現するため、士別市における暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者等の役割を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めることにより、もって市民の安全で安心な生活の確保、地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

1 趣旨

この条例の内容を要約するとともに、その目的を定めたものです。本条例は、暴力団としての組織的な活動や暴力団員としての活動を排除するものであり、暴力団員であっても、一個人としてのその者の存在を排除することや、その私生活に制限を加える趣旨のものではありません。

2 解説

- (1) 「士別市安全で安心なまちづくり条例の目的」とは、私たちが安全で安心して生活できるまちづくりを進めていくために基本となる事項を定め、将来にわたって安心して生活できる豊かで快適な地域社会を実現することをいいます。
- (2) 暴力団は、市民生活等の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えることから、市、市民等が一体となって暴力団を排除し、安全で安心な市民生活等の確保と地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与するという、この条例の目的について定めています。
- (3) 「市」とは、市長、市教育委員会などの市の執行機関のすべてをいいます。

士別市安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、私たちが安全で安心して生活できるまちづくりを進めていくために基本となる事項を定め、将来にわたって安心して生活できる豊かで快適な地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び市内で活動する団体等をいう。
- (5) 事業者 市内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び市内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 暴力団の排除 市民生活及び事業活動（以下「市民生活等」という。）に対する暴力団の介入を防止し、並びに当該介入により市民生活等に生じた不当な影響を排除することをいう。

1 趣 旨

この条例における用語の定義について定めたものです。

2 解 説

- (1) 「暴力団」とは、法第2条第2号に規定のとおり「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長する恐れのある団体」のことです。
- (2) 「暴力団員」とは、法第2条第6号に規定のとおり「暴力団の構成員」のことです。
- (3) 「暴力団関係事業者」とは、暴力団組織と繋がりのある団体で、具体的には
 - 暴力団員が事実上経営に参加している事業者
 - 暴力団員の親族等が代表取締役となっているが、実質的には暴力団員が運営、支配をしている事業者
 - 暴力団員である事を知りながら、雇用・使用したり、下請け契約又は資材、原材料の購入契約などを締結している事業者
 - 暴力団又は暴力団員に経営上の利益や便宜を供与している事業者などをいいます。
- (4) 「市民」及び「事業者」とは、住民登録の有無にかかわらず、市内に居住する者、市内で事業を行う者及び通勤、通学等の理由で一時的、継続的にかかわらず市内に滞在する者をいいます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2条第2号

暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

第2条第6号

暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力追放・防犯都市宣言のもと、暴力団の脅威を感じることなく、安全で安心なまちを将来にわたり享受するため、次に掲げる事項を基本とし、推進しなければならない。

- (1) 暴力団が市民生活等に不当な影響を与える存在であるとの認識のもと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと。
- (2) 市、市民及び事業者（以下「市民等」という。）、並びに関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）による相互の連携及び協力のもと、社会全体で行うこと。

1 趣 旨

士別市から暴力団の排除を推進する上での基本理念について定めたものです。

2 解 説

- (1) 「暴力団が市民生活等に不当な影響を与える存在である」とは、暴力団が不当な要求行為などにより市民等の安全で安心な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力等を背景とした威力を利用して資金獲得活動を行っていること等、地域経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることをいいます。
- (2) 「暴力団を恐れない、暴力団に対して資金を提供しない、暴力団を利用しない」とは、暴力団排除・暴力追放における「三ない運動」により、士別市から暴力団の排除を推進するための、市、市民等、関係機関等の基本的な姿勢のことをいいます。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暴力団の排除に関する施策を実施する。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、北海道（以下「道」という。）、北海道警察（以下「警察」という。）、北海道暴力追放運動推進センター（法第32条の3第1項の規定により北海道公安委員会から指定を受けたものをいう。）その他の関係機関等と連携及び協力を図る。

3 市は、道が行う暴力団の排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。

4 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、警察その他の関係機関等に対し、当該情報を提供することができる。

1 趣旨

暴力団排除に関する施策の推進や実施に当たっての関係機関等との連携など市の役割について定めたものです。

2 解説

(1) 「その他関係機関等」とは、暴力団排除に関し活動する弁護士、地区暴力追放推進協議会等をいいます。

(2) 暴力団に関する情報を入手した場合、当該情報を、道、警察等に提供することにより、警察による取締や道が実施する暴力団排除の施策等に反映されるなど、市、道、警察等との連携が更に図られることから、警察、道に対する情報提供について定めています。

(3) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団による犯罪情報、暴力団による不当な金銭の要求等暴力団の活動実態に関する情報、暴力団事務所等暴力団の組織実態に関する情報など暴力団の排除に資すると認められる情報をいいます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第32条の3第1項

国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、市、警察その他の関係行政機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣 旨

暴力団の排除を推進していく上での市民等の取り組み方、事業活動のあり方及び市が実施する施策への協力や情報提供に努めるという市民等の役割について定めたものです。

2 解 説

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取り締まりや行政機関の努力のみでは不十分であり、市民等は、市との連携を図りつつ自主的に暴力団排除活動に取り組むこと及び市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることを定めています。

(2) 「相互に連携して取り組む」とは、市民等が一丸となり、暴力団を排除するための活動に取り組むことをいいます。

(公共事業等に係る措置)

第6条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団関係者」という。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずる。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方（以下「下請契約等の相手方」という。）から暴力団関係者を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付ける。

3 市は、公共事業等に係る契約の相手方又は下請契約等の相手方が、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団関係者から不当介入を受けたときは、市に報告させるとともに、警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付ける。

4 市は、公共事業等に係る契約の相手方が、前2項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札への参加を制限する等の、必要な措置を講ずる。

1 趣 旨

市が実施する事務・事業が暴力団を利することにならないよう、市の行うべき措置について定めたものです。

2 解 説

市が発注する公共事業等が暴力団員等を利することに繋がることは決して許されないことから、公共事業等の契約の相手方はもちろんのこと、当該公共事業等に係る下請契約等の相手方をはじめ、関連する契約の相手方からも暴力団員等を排除するため、市が必要な措置を講ずることについて定めています。

(公共施設に係る措置)

第7条 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「市長等」という。）は、公共施設（市が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。）をいう。以下同じ。）が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しない。

2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると判明したときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求める。

1 趣旨

公共施設が暴力団活動にしようされることにより、暴力団に利益をもたらすことがないよう必要な措置について定めたものです。

2 解説

公共施設の使用を許可又は承認しない場合については、あくまでも暴力団の活動に利用されると認める場合に限るものであって、例えば暴力団員が個人的に体育館を使用するような場合は、「暴力団の活動に利用されると認められる」には該当しません。

地方自治法

第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(行事における措置)

第8条 祭礼、花火大会、興業その他の多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事を主催し、又はその運営に携わる者は、当該行事により暴力団の活動を助長することとならないよう、当該行事に暴力団関係者を参加させないために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1 趣旨

各種行事に暴力団又は暴力団員等が参加することで、暴力団の活動を助長し、暴力団に利益をもたらすことがないよう必要な措置について定めたものです。

2 解説

「必要な措置」とは、行事の参加者が暴力団員等でないことの確認行為や暴力団関係者であった場合の参加制限措置などをいいます。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、市民等が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って安全で安心に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言、安全の確保その他の必要な支援を、警察と連携し、行う。

1 趣 旨

市民等が暴力団排除のための活動を実施する場合等において、市が市民等に対して行う支援について定めたものです。

2 解 説

- (1) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢など暴力団排除活動に資する情報提供をいいます。
- (2) 「助言」とは、暴力団排除のための活動に対し、市からの助言や指導をいい、具体的には、
 - 暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言や指導
 - 業種又は地域の別に応じた暴力団排除活動を行うことについての助言や指導などをいいます。
- (3) 「安全の確保」とは、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対して、警察への保護措置要請、緊急避難場所の提供等をいいます。
- (4) 「その他の必要な支援」とは、暴力団排除活動に資する支援全般を指し、具体的には、
 - 各種暴力団の排除活動の行事に関する協力及び支援などをいいます。

(青少年に対する指導等)

第10条 市及び市民等は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域等において、青少年に対し、指導、助言又は教育を行うよう努めるものとする。

1 趣 旨

青少年が暴力団に加入することを防止し、また、暴力団が介在する犯罪に巻き込まれることがないよう、地域等での、指導、助言、又は教育に努めることについて定めたものです。

2 解 説

- (1) 「指導、助言、又は教育」とは、市、市民等が青少年に対し、暴力団の真の実態と排除の重要性を認知させるとともに、暴力団に加入したりすること等を防止するための、指導、助言、又は教育をいいます。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等の暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報その他の必要な啓発活動を行う。

1 趣 旨

暴力団の排除活動に対する理解を深めるための啓発活動を行うことについて定めたものです。

2 解 説

「啓発活動」とは、ポスター・チラシ等の配布や市のホームページ、広報等を活用した啓発をいいます。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第12条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、自己が暴力団と関係があることを相手方に認識させて相手方を威圧する等暴力団の威力を利用してはならない。

1 趣 旨

市民等の暴力団の威力利用を禁止することについて定めたものです。

2 解 説

「暴力団の威力を利用する」とは、市民等が相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとするをいいます。

(利益供与の禁止)

第13条 市民等は、暴力団の活動又は運営に協力する目的等で、財産上の利益の供与をしてはならない。

1 趣 旨

市民等による暴力団員に対する財産上の利益の供与の禁止につて定めたものです。

2 解 説

(1) 「暴力団の活動又は、運営」とは、暴力団が組織を維持していくために行う資金獲得活動のことで、違法、合法を問わず、例えば、暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売、暴力団員による役務の提供等が挙げられます。

(2) 「財産上の利益の供与」とは、金銭や物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、役務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

(個人情報の収集、提供等)

第14条 実施機関（士別市個人情報保護条例（平成17年士別市条例第25号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び指定管理者は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報（同条第3号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができる。

2 実施機関及び指定管理者は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団関係者であるかどうかの確認をすることができる。

1 趣 旨

市、市民等、関係機関等による情報提供に関する取扱い方法について定めたものです。

2 解 説

(1) 「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいいます。

(2) 「個人情報」とは、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、帳票、地図、図面、写真、マイクロフィルム及び磁気テープその他これに類するものであって、実施機関が管理している物に記録されたものをいいます。

士別市個人情報保護条例

第2条第1号

実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

第2条第3号

個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、帳票、地図、図面、写真、マイクロフィルム及び磁気テープその他これに類するものであって、実施機関が管理している物（以下「公文書」という。）に記録されたものをいう。

(その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 趣旨・解説

この条例に定めている以外の必要な事項がある場合は、市長が別に定めていくことができることを規定したものです。